

下水道事業受益者分担金が一部改定されました

このたび、今後供用開始される処理区の下水道事業受益者分担金が、次のとおり改定されました。合併以前には各処理区ごとに分担金（受益者負担）がまちまちであったものを、新市として統一したことが、主な改正点です。なお、対象となるのは平成20年2月1日以後に供用開始する処理区です。

- 一般住宅（1戸当たり）
195,000円
- 一般住宅以外
195,000円

ただし、既に供用開始済みの処理区においては、その区域内で今後接続する場合、既に定められている分担金（下記の既に供用開始済の処理区を参照）により、賦課を行うこととなります。

お問い合わせ先
市下水道課
0869-22-5151

下水道使用料が変わります

3町が合併し瀬戸内市として発足しましたが、旧町の区域や事業種別で異なった使用料体系のままです。

この改定で、使用料が累進使用料体系に一本化され、基本使用量が8立方メートルから6立方メートルに引き下げられました。累進使用料体系とは、使用する水量が増加するに連れて、金額が増える料金体系です。大量排水を流す場合、維持管理も多く掛かるため、累進使用料体系を採用しました。

今後も経費削減と事務の効率化を図りながら、下水道事業の推進・運営に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



平成20年5月納付分（4月使用分）より下記のように変更になります。

現行使用料体系		基本料金	超過料金	1ヵ月あたり (消費税込) 単位:円			
		8m ³ 10m ³	1m ³ あたり				
一般家庭等 (長船下・集排)	1,344		168				
一般家庭等 (牛窓・邑久下)	1,365		205.8				
営業用官公署用 (牛窓・邑久下)	2,258		236.25				
牛窓 集排	2,100 (均等割)		525 (人数割)				
特定汚水 (長船下・集排)			210				
公会堂等 (長船下・集排)		504	168				

改定後使用料体系		2m ³ 6m ³	30m ³	50m ³	100m ³	500m ³
一般住宅・集合住宅・事業所	1,029	178.5	204.75	220.5	252 (231)	273 (246.75)
公会堂等	430.5	215.25				

※「下」は公共下水道、「集排」は農業（漁業）集落排水事業の略
※なお、100m³を超え500m³までは231円、500m³を超えるものについては264.75円の調整期間を2年間設けます。()内の単価

現行・改定後の使用料比較表

使用水量 (m ³)	改定使用料 (円)	m ³ 単価 (円)	現行使用料 (円)								
			長船下・集排		牛窓・邑久下		牛窓・邑久 営業用		牛窓 集排		
			使用料	改定率	使用料	改定率	使用料	改定率	人数	使用料	改定率
0~6	1,029		1,340	77%	1,365	75%	2,258	46%	1人	2,520	41%
7	1,207	172.4	1,340	90%	1,365	88%	2,258	53%	1人	2,520	48%
8	1,386	173.3	1,340	103%	1,365	102%	2,258	61%	2人	3,150	44%
10	1,743	174.3	1,680	104%	1,776	98%	2,730	64%	2人	3,150	55%
15	2,635	175.7	2,520	105%	2,805	94%	3,911	67%	3人	3,670	72%
20	3,528	176.4	3,360	105%	3,834	92%	5,093	69%	3人	3,670	96%
25	4,420	176.8	4,200	105%	4,863	91%	6,274	70%	4人	4,200	105%
30	5,313	177.1	5,040	105%	5,892	90%	7,455	71%	5人	4,720	113%
35	6,336	181.0	5,880	108%	6,921	92%	8,636	73%	5人	4,720	134%
40	7,360	184.0	6,720	110%	7,950	93%	9,818	75%	6人	5,250	140%
45	8,384	186.3	7,560	111%	8,979	93%	10,999	76%	7人	5,770	145%
50	9,408	188.2	8,400	112%	10,008	94%	12,180	77%	8人	6,300	149%
60	11,613	193.6	10,080	115%	12,066	96%	14,543	80%	9人	6,820	170%
70	13,818	197.4	11,760	118%	14,124	98%	16,905	82%	10人	7,350	188%
80	16,023	200.3	13,440	119%	16,182	99%	19,268	83%	人数1人当たり		
90	18,228	202.5	15,120	121%	18,240	100%	21,630	84%	7m ³ 使用した場合		
100	20,433	204.3	16,800	122%	20,298	101%	23,520	87%			

※この表の金額には消費税が含まれています。

下水道使用料速算式

使用水量	下水道使用料
0m ³ ~6m ³	1,029円
7m ³ ~30m ³	178.5×使用水量-42
31m ³ ~50m ³	204.75円×使用水量-829.5
51m ³ ~100m ³	220.5円×使用水量-1,617
101m ³ ~500m ³	252円×使用水量-4,767
501m ³ ~	273円×使用水量-15,267

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

調整期間
101m³~500m³ 231円×使用水量-2,667
501m³~ 246.75円×使用水量-10,542

～計算例～
25m³使用したとき
25×178.5-42≒4,420 (速算式)
または
1,029+178.5×19m³≒4,420 (通常計算)

基本料金 (6m³料金) 超過料金 (6m³を超え30m³までの料金)

◇今後供用開始される処理区

処理区	用途	摘要	分担金の額
公共下水道事業	一般住宅		195,000円
牛窓処理区 邑久処理区 長船中央処理区	併用住宅	(②の基準による) 10人槽以下の場合	195,000円
農業集落排水事業 磯上処理区	事業所 集合住宅	(②の基準による) 10人槽を超える場合	139,000円及び 人槽当たり8,000円

ただし、次に該当する場合は下記のとおりとします。

- 賦課時点で建築基準法に基づく人槽規模が計算できない場合には、一般住宅用途（195,000円）としてみなし賦課をします。なお、賦課後に用途変更あるいは建築基準法に基づく人槽規模が10人槽を超える規模の施設を建築したとみなされた場合には、分担金の再計算を行い差額について賦課・徴収できるものとします。
- 分担金の対象人槽は建築基準法に規定するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準相当とします。

◇既に供用開始済の処理区（※供用開始済のため分担金は変更されません）

処理区	区分	分担金の額
公共下水道事業 長船処理区	1件につき	基本額 100,000円 加算額 1m ² 当たり250円
農業集落排水事業 千手処理区 東須恵処理区 西須恵処理区	1件につき 1件につき 1件につき	300,000円 250,000円 250,000円
漁業集落排水事業 西脇・子父雁処理区	1件につき	300,000円

